

## 業務方法書の変更（案）について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
(PMDA)

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務方法書変更（案）の概要

### I 変更概要

当機構が行っている医薬品副作用被害救済制度の救済給付には、1 回の支給で完了する①医療費、②医療手当、③遺族一時金、④葬祭料と、継続的に支給する⑤障害年金、⑥障害児養育年金、⑦遺族年金の 7 種類がある。

このうち、継続的に支給する⑤～⑦の給付は、支給決定を行った当該年度の給付だけでなく、次年度以降の給付についても一種の債務を負うこととなるため、機構は、機構法第 30 条の規定により、「業務方法書で定めるところにより、毎事業年度末において責任準備金（注）を計算し、これを積み立てなければならない。」とされている。

業務方法書においては、責任準備金の額を計算する際に用いる予定利率が定められており、今般、近年の国債の利回り実績にかんがみてこれを見直し、変更するものである。

（注）責任準備金：現に支給決定している者に対する将来の給付にあてるために必要な金額

### II 変更内容

第 27 条第 2 項に規定する予定利率を現行の年 1.5 % から年 1.0 % に見直す。

・ 現行の第 27 条

- 1 機構は、機構法第 30 条の規定に基づき、副作用救済勘定及び感染救済勘定において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。
- 2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（注）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年 1.5 % とする。

（注）現価：将来必要な金額の現時点における価額

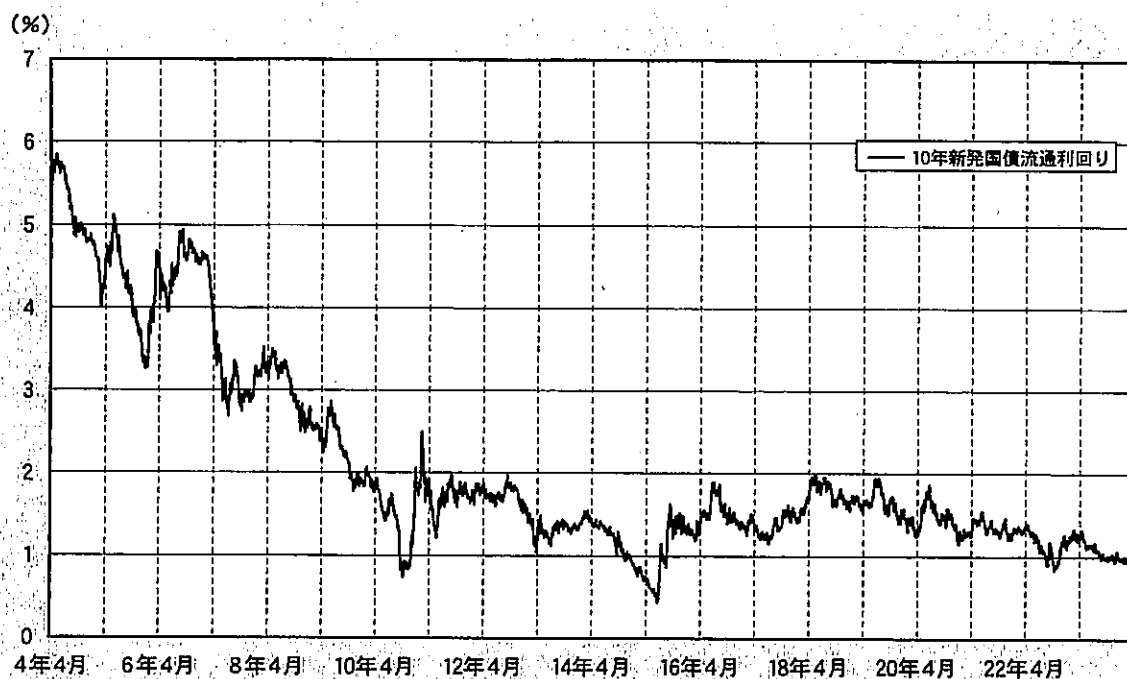
### III 変更理由

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 19 条第 6 項において、副作用救済給付の拠出金率を少なくとも 5 年ごとに再計算することと規定されている。このため、今般再計算を行った結果、平成 25 年度からの拠出金率を 0.27 / 1000 に変更する方針で準備を進めている。
- 再計算を行うに当たっては、救済給付金、責任準備金、付加拠出金等の将来推計を行うことにより財政見通しを作成しており、その際、直近の実績等を踏まえた前提としている。
- その中で、責任準備金を算定する際に用いる予定利率も前提の一つであり、機構では主に 10 年物長期国債により運用していることから、近年の国債の利回り実績にかんがみ、予定利率の見直しを行うこととし、これに関連して、業務方法書の関係規定を改正するものである。

## 2

## 国債流通市場

## (1) 長期金利の推移（10年債）



(出所) 日本相互証券株式会社

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書変更（案） 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書</p> <p><b>第 7 章 責任準備金</b></p> <p>（責任準備金の額の計算）</p> <p>第 2 7 条 機構は、機構法第 3 0 条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第 2 9 条第 2 項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染救済勘定をいう。）において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。</p> <p>2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年 1 . 0 % とする。</p> <p>3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも 5 年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。</p> | <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書</p> <p><b>第 7 章 責任準備金</b></p> <p>（責任準備金の額の計算）</p> <p>第 2 7 条 機構は、機構法第 3 0 条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第 2 9 条第 2 項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染救済勘定をいう。）において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。</p> <p>2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年 1 . 5 % とする。</p> <p>3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも 5 年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。</p> |

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書（案）

（平成16年4月 1日 厚生労働大臣 認可）

（平成17年3月31日変更 厚生労働大臣 認可）

（平成20年1月15日変更 厚生労働大臣 認可）

（平成25年 月 日変更 厚生労働大臣 認可）

### 目 次

- 第 1 章 総則（第1条～第3条）
- 第 2 章 副作用救済給付（第4条～第12条）
- 第 3 章 感染救済給付（第13条）
- 第 4 章 保健福祉事業（第14条）
- 第 5 章 拠出金（第15条～第25条）
- 第 6 章 保険契約（第26条）
- 第 7 章 責任準備金（第27条）
- 第 8 章 長期借入金（第28条）
- 第 9 章 資金の融通（第29条）
- 第10章 受託事業（第30条）
- 第11章 貸付事業（第31条～第35条）
- 第11章の2 給付金の支給等（第35条の2～第35条の12）
- 第12章 業務委託基準（第36条）
- 第13章 競争入札等の契約に関する基本的な事項（第37条）
- 第14章 雑則（第38条、第39条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）第15条第1項第1号及び第2号並びに同法附則第15条第1項、第17条第1項及び第18条第1項各号に規定する業務（以下「救済業務」という。）の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 機構の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行うものとする。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努めるものとする。

## 第2章 副作用救済給付

(副作用救済給付の支給)

第4条 機構は、機構法第16条の規定に基づき、副作用救済給付（同法第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。）の支給を行うものとする。

(請求書の受理)

第5条 機構は、副作用救済給付を受けようとする者から副作用救済給付の請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。

(判定の申出)

第6条 機構は、機構法第16条第1項の規定による支給の決定につき、副作用救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害又は死亡が、医薬品の副作用によるものであるかどうかその他医学的薬学的判定を要する事項に関し、厚生労働大臣に判定の申出（以下「判定の申出」という。）を行うものとする。

(事実関係の調査及び資料の提出の請求等)

第7条 機構は、判定の申出に当たり、厚生労働大臣がその判定業務を迅速かつ円滑に行うことができるよう、請求内容について、事前に事実関係の調査・整理を行うものとする。

2 機構は、機構法第24条第1項の規定に基づき、判定の申出に当たり、関係する製造販売業者や医療機関等に対して資料の提出を求める必要があると認められる場合には、当該製造販売業者や医療機関等に対し、資料の提出を求めるものとする。

3 機構は、調査報告書（請求者、製造販売業者、医療機関等に対する照会事項と回答等を含む。）及び症例経過概要表を作成し、速やかに、厚生労働大臣に提出するものとする。

4 機構は、調査の結果、厚生労働大臣が判定するに当たり参考とすることが適当と考えられる事項がある場合は、当該事項を調査報告書に明記するものとする。

5 機構は、第1項に規定する事実関係の調査・整理及び第3項に規定する調査報告書の作成を行う場合においては、理事長が任命した各分野の専門委員から意見を聴くものとする。

(支給の決定及び通知)

第8条 機構は、判定の申出に対する結果が厚生労働大臣から通知されたときは、その結果に基づき、請求に係る副作用救済給付を支給し又は支給しない旨の決定を行うものとする。

- 2 機構は、前項の規定により、副作用救済給付の支給を決定したときは、その旨、支給額その他支給する副作用救済給付の種類に応じ必要な事項を、副作用救済給付を支給しない旨の決定を行ったときは、その旨及び理由を、それぞれ文書で当該副作用救済給付の請求者に通知するものとする。また、請求者の同意があるときは、診断書を作成した医療機関に対しても、同様の通知を行うものとする。

(決定結果の安全対策部門への情報伝達)

第9条 機構は、支給又は支給しない旨の決定を行った後に、その結果について、個人情報に係る部分を除き、安全対策部門へ伝達を行うものとする。

(支払の方法)

第10条 機構は、第8条第1項の規定により副作用救済給付の支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者に対する副作用救済給付の支払を、原則として、その者の申出による金融機関の口座に払い込むことによって行うものとする。

(副作用救済給付の中止等)

第11条 機構は、副作用救済給付を受けている者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかとなった場合には、以後副作用救済給付は行わないものとする。

- 2 機構は、前項の規定により副作用救済給付を行わないこととした場合には、その行った副作用救済給付の価額の限度において、賠償の責任を有する者に対して求償するものとする。

(副作用救済給付台帳)

第12条 機構は、副作用救済給付台帳を備え、副作用救済給付を受けている者ごとに副作用救済給付の種類、額、支払期日等副作用救済給付の支払に関する記録を記載するものとする。

### 第3章 感染救済給付

(感染救済給付の支給)

- 第13条 機構は、機構法第20条の規定に基づき、感染救済給付（同法第15条第1項第2号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。）の支給を行うものとする。
- 2 第5条から第12条までの規定は感染救済給付について準用する。この場合において、「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、第6条中「医薬品の副作用」とあるのは「生物由来製品を介した感染等」と、第11条第1項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と読み替えるものとする。

### 第4章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第14条 機構は、機構法第15条第1項第1号ロ及び第2号ロの規定に基づき、保健

福祉事業を行うものとする。

## 第5章 抛出金

(副作用抛出金の徴収)

- 第15条 機構は、機構法第19条第1項の規定に基づき、許可医薬品製造販売業者（同項に規定する許可医薬品製造販売業者をいう。以下同じ。）から毎年度、副作用抛出金（同条第2項に規定する副作用抛出金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。
- 2 機構は、毎年度、許可医薬品製造販売業者へ抛出金申告書等を送付するものとする。
- 3 機構は、許可医薬品製造販売業者からの抛出金申告書を受理した後に、当該申告書について審査を行うものとする。
- 4 各許可医薬品製造販売業者から徴収する副作用抛出金の額は、機構法第19条第2項及び第7項の規定に基づき算出した額とする。
- 5 機構は、機構法第19条第3項に規定する副作用抛出金率を定め、かつ、同条第6項の規定に基づき、少なくとも5年ごとにこれを再計算するものとする。
- 6 機構は、前項の副作用抛出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。
- 7 機構は、前項の認可の申請に際し、機構法第19条第5項の規定に基づき、あらかじめ、許可医薬品製造販売業者の団体で許可医薬品製造販売業者の意見を代表すると認められるものの意見を聴くものとする。
- 8 機構は、第8条による支給決定を行った場合には、機構法第19条第7項に基づく抛出金の円滑な納付を図るため、速やかに、その原因となった許可医薬品の製造販売をした許可医薬品製造販売業者に原因医薬品名、副作用疾病名、支給決定額、医療機関名等の必要な事項（請求者の個人情報を除く。）を通知する。
- 9 機構は、機構法第19条第7項に基づき、許可医薬品製造販売業者ごとに、前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該許可医薬品製造販売業者が製造販売をした原因医薬品によるものの現価に相当する額を算定し、これを各年度の開始後速やかに当該許可医薬品製造販売業者に通知するものとする。

(感染抛出金の徴収)

- 第16条 機構は、機構法第21条第1項の規定に基づき、許可生物由来製品製造販売業者（同項に規定する許可生物由来製品製造販売業者をいう。以下同じ。）から毎年度、感染抛出金（同条第2項に規定する感染抛出金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。
- 2 前条第2項から第9項までの規定は感染抛出金について準用する。この場合において、第2項から第4項まで、第7項から第9項中「許可医薬品製造販売業者」とあるのは「許可生物由来製品製造販売業者」と、第4項中「副作用抛出金」とあるのは「感染抛出金」と、第5項及び第6項中「副作用抛出金率」とあるのは「感染抛出金率」と、第7項中「機構法第19条第5項」とあるのは「機構法第21条第5項」と、第8項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と、「副作用疾病名」とあるのは「感染等による疾病名」と、第8項及び第9項中「原因医薬品」とあるのは「原因となっ

た生物由来製品」と、第9項中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と読み替えるものとする。

(抛出金の収納)

第17条 機構は、機構法第19条第1項及び第21条第1項に規定する許可医薬品製造販売業者及び許可生物由来製品製造販売業者（以下「製造販売業者」という。）から申告書に添えて前2条に掲げる副作用抛出金又は感染抛出金（以下「抛出金」という。）の納付があつたときは、当該申告書の受理及び抛出金の収納を行うものとする。

2 機構は、製造販売業者が各年度の7月31日までに当該年度の抛出金に係る申告書を提出しないとき、又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成16年厚生労働省令第51号。以下「機構法施行規則」という。）第25条第2号及び第3号に規定する事項の記載に誤りがあると認めたときは、抛出金の額を決定し、これを製造販売業者に対し、納入告知書により通知するものとする。

3 前項の納入告知書には、納付額、納期限及び納付場所を指定して記載するものとする。

(抛出金の充当及び還付)

第18条 製造販売業者が納付した抛出金の額が前条第2項の規定により機構が決定した抛出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の抛出金その他機構法の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付するものとする。

2 機構は、前項により充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知するものとする。

(抛出金の延納)

第19条 災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、製造販売業者の申請に基づき、その者の納付すべき抛出金を延納させることができる。

(徴収金台帳)

第20条 機構は、徴収金台帳を備え、製造販売業者ごとに抛出金その他機構法の規定による徴収金の額、納付期日等徴収金の収納に関する記録を記載するものとする。ただし、第25条の規定に基づき業務を委託した場合の徴収金に係る記録については、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第21条 機構は、機構法第15条第1項第1号ハ及び第2号ハに掲げる業務を行うため必要があるときは、製造販売業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(督促の方法)

第22条 機構は、副作用拠出金及び感染拠出金（以下単に「拠出金」という。）の納付義務者が納期限までに拠出金を納付しないときは、納付義務者に対し、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して15日を経過した日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日）とする。

(滞納処分)

第23条 機構は、前条の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び次条の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分をすることができる。

2 機構は、前項の処分が終了したときは、厚生労働大臣にその経過に関する報告書を提出するものとする。

3 第1項の滞納処分に当たる職員は、機構法施行規則に規定する様式の証明書を提示するものとする。

(延滞金)

第24条 機構は、第22条の規定により拠出金の納付を督促したときは、その督促に係る拠出金の額につき年14.5%の割合で、納期限の翌日から完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。ただし、災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行うものとする。

3 第17条第3項の規定は、前項の納入告知書について準用する。

(収納業務の委託)

第25条 機構は、機構法第15条第1項第1号ハに掲げる業務（督促及び滞納処分を除く。）の一部を許可医薬品製造販売業者が加入している団体又は連合団体に委託することができる。

## 第6章 保険契約

(保険契約)

第26条 機構は、機構法第26条の規定に基づき副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、機構を被保険者とする保険契約を締結するものとする。

## 第7章 責任準備金

(責任準備金の額の計算)

第27条 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第29条第2項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染

救済勘定をいう。)において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。

- 2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年1.0%とする。
- 3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも5年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。

## 第8章 長期借入金

（長期借入金）

第28条 機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができるものとする。

- 2 機構は、前項の長期借入金を行った場合には、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

## 第9章 資金の融通

（資金の融通）

第29条 機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、副作用救済勘定と感染救済勘定との間において資金を融通することができる。

- 2 機構は、前項の規定により資金の融通を行った場合には、当該資金の融通を行った日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の年度計画（通則法第31条第1項に規定する年度計画をいう。）において、当該資金の償還について定めなければならない。

## 第10章 受託事業

（受託事業）

第30条 機構は、機構法附則第15条第1項第1号及び第17条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業（以下「受託事業」という。）を行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により受託事業を行う場合には、委託をする者から受託事業に要する費用を徴収するものとする。
- 3 機構は、第1項の規定により事業を受託するときは、委託者との間に書面による業務委託契約を締結するものとする。

## 第11章 貸付事業

（貸付事業）

第31条 機構は、法附則第15条第1項第2号の規定に基づき、健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な限度で資金を貸し付けることができる。

2 機構は、前項の資金（以下「貸付金」という。）を貸し付ける業務を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

（貸付金の使途）

第32条 貸付金の使途は、貸付けの相手方が支払うべき健康被害の救済のための給付金であって、機構が特に必要であると認めたものに限る。

（貸付金の限度額）

第33条 貸付金の額は、第31条の規定により機構が特に必要であると認めた給付金に必要な金額を限度とする。

（金銭消費貸借契約）

第34条 第31条の規定により資金を貸し付けるときは、借入を行う者との間に書面による金銭消費貸借契約を締結するものとする。

2 前項に掲げる金銭消費貸借契約の書面には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 利率
- (2) 償還期間
- (3) 据置期間
- (4) 償還方法
- (5) 担保又は保証人
- (6) 貸付けの形式

（納付金の徴収）

第35条 機構は、機構法附則第15条第2項の規定に基づき、貸付事業の事務の執行に要する費用に充てるため、貸付けを受けた者から納付金を徴収するものとする。

## 第11章の2 給付金の支給等

（給付金の支給）

第35条の2 機構は、機構法附則第18条第1項第1号の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号。以下この章において「特別措置法」という。）第3条第1項の給付金（以下単に「給付金」という。）の支給を行うものとする。

（請求書の受理）

第35条の3 機構は、給付金の支給を受けようとする者から請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。

（給付金の額の通知）

第35条の4 機構は、給付金を支給するに当たっては、請求者にその額を給付金支給

通知書により通知するものとする。

(給付金支給台帳)

第35条の5 機構は、給付金支給台帳を備え、給付金の支給を受けている者ごとに支給を受けた給付金の額（特別措置法第6条各号に定める額をいう。）、支払期日等給付金の支給に関する記録を記載するものとする。

(追加給付金の支給等)

第35条の6 機構は、機構法附則第18条第1項第2号の規定に基づき、特別措置法第7条第1項の追加給付金（以下単に「追加給付金」という。）の支給を行うものとする。

2 第35条の3から第35条の5までの規定は、追加給付金の支給について準用する。この場合において、「給付金」とあるのは「追加給付金」と、「給付金支給通知書」とあるのは「追加給付金支給通知書」と、「額（特別措置法第6条各号に定める額をいう。）」とあるのは「額（特別措置法第10条に定める額をいう。）」と読み替えるものとする。

(損害賠償がされた場合等の調整)

第35条の7 機構は、給付金又は追加給付金（以下「給付金等」という。）の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国又は製造業者等（特別措置法第11条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）により損害のてん補がされた場合においては、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

(不正利得の徴収)

第35条の8 機構は、偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(特定救済拠出金の求め)

第35条の9 機構は、特別措置法第17条第1項の規定に基づき、製造業者等に拠出金（以下「特定救済拠出金」という。）の拠出を求めるものとする。

(特定救済拠出金の額の通知)

第35条の10 機構は、特別措置法第17条第1項の規定に基づき特定救済拠出金の拠出を求めるに当たっては、製造業者等に対し、特別措置法第16条の基準に基づき決定される拠出金の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知するものとする。

(特定救済拠出金の受入れ)

第35条の11 機構は、機構法附則第18条第1項第3号の規定に基づき、特別措置法第17条第2項の拠出金の受入れを行うものとする。

(受入金台帳)

第35条の12 機構は、特定救済拠出金の受入金台帳を備え、製造業者等ごとに特定救済拠出金の額、納付期日等特定救済拠出金の受入に関する記録を記載するものとする。

## 第12章 業務委託基準

(業務委託の基準)

第36条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務の実施を委託することができる。

2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託の目的及び期間
- (2) 委託の概要
- (3) 委託に係る経費
- (4) その他必要な事項

## 第13章 競争入札等の契約に関する基本的な事項

(競争入札等の契約に関する基本的な事項)

第37条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争によることが適当でない場合、予定価格が少額である場合その他機構が別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

## 第14章 雑則

(情報の公表)

第38条 機構は、副作用救済業務、感染救済業務、受託事業及び貸付事業の運営に関し重要な事項について可能な限り公表するものとする。

(実施に関する事項)

第39条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。

### 附 則

この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成20年1月16日から適用する。

附 則

この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成25年 月 日から適用する。